


所管部課		会計課	部長	神山 尚		
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	令和3年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱 令和3年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱				
	部課機関	子育て支援課				
<p>1 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 令和3年度中に実施する東大和市子育て世帯生活支援特別給付金支給事業において、対象者からの申請に基づき現金支払をする必要があることから、当該規則の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 附則第4項（資金前渡の特例）を改正し、東大和市子育て世帯生活支援特別給付金の支払において、資金前渡をすることができる内容とする。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 窓口等における給付金の支払を希望する申請者への給付が可能となる。</p>						
<p>2 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み</p>						
<p>3 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、改正の事務手続きを進めたい。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。